

既に被災家屋等を自費撤去された方への費用償還のご案内

本制度は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う被災により自らの費用負担で解体・撤去された方に費用償還を行うものです。ただし、市が算定した基準に基づくため、解体・撤去に要した費用の全額を償還できない場合があります。

1 対象となる家屋等

次のいずれも満たす必要があります。

- ① り災証明書での被災状況が、半壊以上の認定を受けた住家
(全壊、大規模半壊、半壊)

※り災証明書がない場合であっても、倒壊による危険防止及び生活環境保全上支障となるために、やむを得ず解体・撤去した場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。

- ② 所有者が個人又は中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者又はこれに準じる公益法人等
- ③ 被災家屋等を撤去する工事施工業者との契約がなされ、家屋等をすべて解体・撤去したもの
※家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象になりません。

2 申請の受付

【受付期間】 平成 31 年 2 月 28 日 (木) まで
(土日、祝日、年末年始は除く)

【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時

【受付場所】 生活環境課 (市役所本庁舎 2 階)

3 申請受付に必要な書類等

個人・中小企業者・公益法人等共通

必要な書類等	備考
申請書	様式第1号
印鑑 ・申請者本人が来庁する場合 ・代理人が来庁する場合→認印	書類等の確認時に押印漏れや訂正が必要になった場合のため持参して下さい。 申請者本人が持参する場合は申請書に押印した印鑑と同じもの
り災証明書（写し）	市役所・各支所発行のもの
被災家屋等の所有者等であることが確認できる書類【原本】 ・建物の登記事項証明書 ・固定資産課税台帳兼名寄帳（登記していない場合）	建物の面積等を確認します。 申込先 「登記事項証明書」 法務局 「固定資産課税台帳兼名寄帳」 市役所
本人確認できる身分証明書（写し）	写真が付いているもの（運転免許証、パスポート等）は1種類 写真が付いていないもの健康保険証などは2種類
施工状況が確認できる写真（施工前・施工中・施工後）	印刷したもの。
撤去に係る工事費用の内訳書（写し）	被災家屋等の撤去について、撤去数量やその費用の総額が分かるもの。 （様式第1号添付様式）
撤去工事の領収書（写し）	領収書の宛先の方が申請者となります。
・施工業者が作成した被災家屋等の解体証明書 ・閉鎖事項証明書 ・滅失登記完了証	いずれかの書類により撤去されたことを確認します。

建物配置図	被災した状況が分かるように作図して下さい。 (様式第1号添付様式)
産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	撤去した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合。 大浦災害廃棄物仮置場等に持ち込まれた場合は不要です。

所有者の方が死亡し、相続人が申請手続を行う場合に必要な書類

被災家屋等の相続を証明する書類 ・遺産分割協議書【原本】 （相続人が決定している場合） ・共同相続人の解体等に係る同意書【原本】	撤去した被災家屋等の相続人が明らかになっているもの。 共同相続人が複数の場合に全ての人の同意書が必要。 印鑑登録証明書 (様式第1号添付様式)
所有者が死亡していることが分かる書類【原本】	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本。
相続人全員分の戸籍謄本【原本】	遺産分割協議書又は同意書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。(上と重複するものは不要。)

共有者・抵当権等権利設定者

共有者の解体等に係る同意書【原本】	共有名義人や抵当権者など権利関係者が複数の場合に全ての人の同意が必要。 印鑑登録証明書 (様式第1号添付様式)
-------------------	--

法人格を持つ中小企業者・公益法人等

商業・法人登記簿謄本【原本】	
----------------	--

申請者と提出者が異なる場合

委任状【原本】	印鑑登録証明書 (様式第1号添付様式)
---------	---------------------

4 Q & A

Q 1 申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

A 1 申請者は、被災家屋等を撤去する工事業者と契約を締結し、費用を負担された方となります。なお、申請者以外の方へお支払いすることは出来ません。

Q 2 工事業者との契約書は作成していないが、対象となるのか？

A 2 支払額とその内訳が確認できる書類が必要です。発災以降に作成された見積書があり、同額で工事業者を支払われた場合は見積書を添付して下さい。

Q 3 協力してくれた知人に謝礼金を支払った場合、対象となるのか？

A 3 所有者等が工事業者と契約をして、負担された費用が対象となりますので、謝礼金や弁当、お茶代などは対象になりません。

Q 4 清掃や整地を行った場合、対象となるのか？

A 4 費用償還の対象は被災家屋等を解体し、発生したがれきの収集、運搬、処分までに必要となる必要最低限の費用が対象となります。撤去後に行われた清掃や整地などの宅地の復旧等の費用は対象になりません。

Q 5 被災家屋等の敷地にある工作物の撤去は、全て対象となるのか？

A 5 償還の対象となる撤去は、被災家屋等の地上部分と、地上部分と一体的に撤去する必要のある基礎（杭基礎を除く）部分などが対象となります。

Q 6 被災していないブロック塀などを撤去した場合、対象となるのか？

A 6 被災していない工作物は、原則対象となりませんが、被災家屋等の撤去のために必要な作業であれば、対象となる場合もありますので、ご相談下さい。

Q 7 敷地内にある物置等の撤去費用についても対象となるのか？

A 7 固定資産課税台帳登録事項証明書等により延べ床面積が確認できる物置等については、費用償還の対象になり得ます。

Q 8 り災証明書が発行されていない家屋等であるが、対象となるのか？

A 8 倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性があった家屋等については対象となり得ますので、個別にご相談下さい。

Q 9 被災した家屋等を部分的に取り壊し、リフォームした場合、対象となるのか？

A 9 被災家屋等を全て撤去した場合が対象となりますが、被災家屋等を部分的に撤去し、リフォームされた場合の撤去費用は、対象になりません。

Q 1 0 清掃や整地など対象外の工事を含めて支払っている場合、工事内訳書や領収書にその費用が含まれているが、そのまま資料を提出してもいいのか？

A 1 0 費用償還の対象にならない工事が含まれている場合は償還する額の算定が出来ない場合があります。お手数ですが対象となる工事の数量とその費用が確認できる内訳書を工事業者に依頼して下さい。

Q 1 1 これから被災家屋等の撤去をしようと考えているが、対象となるのか？

A 1 1 対象とならない場合や、支払われる額の全額を償還できない場合がありますので、撤去される前にご相談下さい。